

## 物品買入等における特記仕様書について

契約内容によって、以下の特記仕様書が付帯されます。応札される際にはご注意ください。

名 称	適用案件	内 容
グリーン配送	大阪市水道局の施設に物品を納入していただく契約	別紙 1
公正な職務執行	全ての契約	別紙 2
暴力団等の排除	全ての契約	別紙 3
個人情報	個人情報を取り扱う契約	別紙 4

## グリーン配送に係る特記仕様書

1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車を除く次の各号に定める自動車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

（１）低公害車

ア 天然ガス自動車

イ 電気自動車

ウ ハイブリッド自動車

エ 車両総重量が3.5トンを超えるLPガス自動車

（２）ガソリン自動車

（３）LPガス自動車（ただし、第1号エに掲げるものを除く）

（４）ディーゼル自動車

〔注1 「車種規制非適合車」とは「自動車 NOx・PM 法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。〕

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車グリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境管理課あて行うこと。

ただし、既に届出済の自動車を使用する場合はこの限りではない。

3 届出済のグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」又は「適合車等標章交付請求書のコピー」の提示を求めた場合には、協力すること。

〔「適合車等標章交付請求書のコピー」とは、府条例に基づいて、大阪府に標章（ステッカー）の交付請求した時の書類のコピーをいう。〕

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境管理課  
自動車排ガス対策グループ  
電話：06-6615-7965

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

( 条例の遵守 )

第 1 条 大阪市水道局(以下「発注者」という。)と本契約を締結した者(以下「受注者」という。)及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成 18 年大阪市条例第 16 号)(以下「条例」という。)第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

( 公益通報等の報告 )

第 2 条 受注者は、本契約について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(水道局総務部総務課(法務監査)連絡先:06(6616)5403)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(水道局総務部総務課(法務監査)連絡先:06(6616)5403)へ報告しなければならない。

( 違法又は不適正な要求の報告 )

第 3 条 受注者は、本契約について、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者(水道局総務部総務課(法務監査)連絡先:06(6616)5403)に報告しなければならない。

( 調査の協力 )

第 4 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行なう調査に協力しなければならない。

( 公益通報に係る情報の取扱い )

第 5 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報にかかる事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

( 発注者の解除権 )

第 6 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

## 暴力団等の排除に関する特記事項

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。  
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。  
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

個人情報に関する特記仕様書

( 条例の遵守 )

第 1 条 大阪市水道局 (以下「発注者」という。)と本契約を締結したもの (以下「受注者」という。)は、本契約の履行に際しては、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、大阪市個人情報保護条例 (平成 7 年大阪市条例第 11 号) (以下「条例」という。)の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、また、受注者の従事者にも各条項の規定を遵守させなければならない。

( 再委託等の禁止 )

第 2 条 受注者は、本契約に関する業務 (以下「当該業務」という。)を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

( 秘密の保持等 )

第 3 条 受注者は、当該業務の履行上知り得た秘密を保持しなければならない。

2 受注者は、条例第 2 条に規定する個人情報 (以下「個人情報」という。)の漏えい、滅失、き損、改ざん等を防止しなければならない。

( 目的外利用の禁止 )

第 4 条 受注者は、個人情報を当該業務の履行の目的以外に利用してはならない。

( 第三者への提供の禁止 )

第 5 条 受注者は、個人情報を第三者へ提供してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

( 複写及び複製の禁止 )

第 6 条 受注者は、個人情報を複写及び複製してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

( 報告義務 )

第 7 条 受注者は、個人情報に関する業務の履行において事故が発生した場合、発注者に延滞なく報告しなければならない。

( 立入検査 )

第 8 条 受注者は、発注者が個人情報の管理状況を確認する等立入検査が必要であると認めるときは、当該検査を受けなければならない。

( 提供資料の返還義務 )

第 9 条 受注者は、当該業務の履行のため発注者から提供を受けた資料は、発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が受注者の返還義務がないと認めた場合はこの限りではない。

( 発注者の解除権 )

第 10 条 発注者は、受注者が本特記仕様書に記載された事項に違反した場合は、契約を解除することができる。

( 損害賠償 )

第 11 条 発注者は、受注者が本特記仕様書に記載された事項に違反し、損害があるときは、その損害の賠償を受注者に請求することができる。

( 是正勧告 )

第 12 条 発注者は、受注者が条例第 15 条第 1 項の規定に違反した場合は是正勧告を行い、勧告に従わない場合はその事実を公表することができる。